

リスク管理の視点に基づく内部統制の欠陥の考察

— 残余リスクとの関連性を中心として —

吉田 康 英

The purpose of this study is to clarify the assessment criteria for internal deficiencies of PCAOB Auditing Standard No.2. In this article I point out two perspectives of assessment for internal deficiencies, likelihood and magnitude of the misstatement. The definition of likelihood is same of FASB Statement No.5 and the factor of magnitude is whether it is inconsequential. I also examine overview of Enterprise Risk Management-Integrated Framework by COSO and show that the perspectives of assessment of residual risk are same of internal deficiencies. Because assessment criteria of internal deficiencies and residual risk is same, same methodology can be applied. I suggest implication of using risk map that is a tool of risk management to recognize and evaluate internal deficiencies.

はじめに

割引現在価値等の会計上の見積りの増加による財務情報の信頼性の低下現象に加えて、近時の会計及び監査不祥事の増大は、従前にも増して企業の内部統制の強化を促している。アメリカを初めとする主要諸国では、経営者が内部統制を自ら評価し、その結果を外部に向けて報告するとともに、監査人が何らかの形で保証を与える制度が整備されつつある¹⁾。日本でも、2005年7月に企業会計審議会から公開草案、同年12月に公開草案に寄せられた意見等を反映した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」(以下「日本基準案」)が公表される等、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を記載した内部統制報告書の作成、及び監査人による当該評価結果の監査が制度化される予定である。

これらの対応を通じて企業の内部統制の強化、ひいては財務情報の信頼性の向上が期待される場所であるが、制度としての歴史が

浅いこと等から、実際の運用に向けて解決を要する課題があることも事実である。例えば、内部統制の有効性の判断は評価時点における重要な欠陥の有無によるが、その具体的な評価基準は必ずしも明確ではない。したがって、本稿では内部統制の評価及び監査について、先駆国であるアメリカの制度と日本基準案を概括の上、実際の運用時に問題となる内部統制の不備の評価基準につき、リスク管理の視点も含めて考察する。

I. 内部統制の評価及び監査制度の動向

本章では、アメリカにおける内部統制の評価及び監査制度の導入の経緯及び概要を述べるとともに、アメリカとの異同点も踏まえて日本基準案の内容を概括する。次にアメリカにおける適用初年度の状況を検討することで、残された課題を明らかにする。

1. アメリカにおける導入経緯と制度の概要

(1) アメリカにおける導入経緯

アメリカの一般公開企業に対する内部統制

の評価及び監査制度の導入は、金融規制に基づく一部の金融機関を除けば²⁾、2002年7月に制定された企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) による。アメリカでは1970年代のウォーターゲート事件等の大規模な企業不祥事に対応するため、内部統制の整備及び運用を法的義務とした海外不正支払防止法 (Foreign Corrupt Practices Act of 1977) を契機として、従前は会計・監査領域にとどまっていた内部統制に対する社会的認知度が一気に高まった。また、アメリカ公認会計士協会が1978年に公表したコーエン報告書 (AICPA, 1978) は、財務諸表監査における試査範囲の評価対象にとどまらない、財務報告の信頼性及び資産の保全に係る内部統制の重要性を指摘し、経営者に対して年次報告書中に内部統制報告書を作成・開示すること、監査人に対して当該報告書の信頼性の担保に関与すること等を提言している。コーエン報告書の提言のうち、監査の過程で発見した内部統制の不備の通知義務等はその後監査基準 (Statements on Auditing Standards; SAS) に反映されている。

しかしながら、提言の主軸である経営者による内部統制報告書の作成・開示及び監査人による信頼性の担保は、制度化に向けて証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission; SEC) が働きかけをしたものの、監査人を含む実務界から責任の過重、費用負担の増加等を理由に強い反対があり、実際にはコーエン報告書公表から約30年が経過した企業改革法まで待つ形となった³⁾。このようにアメリカでは内部統制の評価及び監査制度の導入に至るまでに長期間を要したが、その間の1992年にはトレッドウェイ委員会支援組織委員会 (Committee of Sponsoring

Organization of the Treadway Commission; COSO) から、「内部統制の統合フレームワーク」 (Internal Control - Integrated Framework; 以下「IC報告書」) が公表される等⁴⁾、制度化に向けて必要な素地の準備段階があったと言える。

(2) アメリカにおける制度の概要

エンロン、ワールドコム等に端を発する大規模な会計及び監査不祥事に対処するため、2002年7月に制定された企業改革法では、かねてから実務界の強い反対があった経営者による内部統制報告書の作成・開示及び監査人による信頼性の担保を義務付けるに至った⁵⁾。同法302条「財務報告に対する企業責任」 (corporate responsibility for financial reports) では、経営者に対して①年次報告書等に重要な事実の省略、不実記載がないこと、②財務諸表等が適正であること、③内部統制の構築及び維持責任の認識と有効性の評価を行なったこと、④監査人及び監査委員会等に対して内部統制の重要な欠陥等を報告したこと、⑤内部統制の評価後における重要な変更の有無等を記載した宣誓書を年次報告書等に添付することを義務付けている。

これに対応して同法404条「経営者による内部統制の評価」 (management assessment of internal controls) では、経営者に対して①内部統制の構築及び維持に係る経営者責任の表明、②直近の会計年度末における内部統制の有効性の評価結果を含む内部統制報告書及び同報告書に対する監査人の証明を年次報告書等に添付することを義務付けている。

したがって、企業改革法の対象会社は、年次報告書等を通じて経営者による内部統制報告書及び監査人による内部統制監査報告書を公表することになる。なお、監査人が経営者

による内部統制の評価を監査する際の基準については、2004年3月に公開会社会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board; PCAOB）から、監査基準2号「財務諸表監査に関連して行なう財務報告に係る内部統制監査」（Auditing Standard No.2, An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements; AS2）が公表されている（PCAOB, 2004）。

2. 日本における現状と基準案の概要

(1) 日本における現状

日本の一般公開企業に対する内部統制の評価及び監査制度の導入は、2004年10月に発覚した西武鉄道事件を契機に相次いだ有価証券報告書の虚偽記載事案が発端であり、日本基準案をもとに制度化に向けて検討中の過程にある⁶⁾。日本基準案が最終基準化され、それをもとに関連諸規定が整備された時点ではアメリカ等と同様、日本でも経営者による内部統制の評価及び監査人による監査が制度化されることになる。

日本でも従前から内部統制の議論は行なわれていたものの、基本的には財務諸表監査の枠組みの範囲内であり、監査人だけの問題を超えて社会的な問題に発展した背景には、バブル経済崩壊後の企業経営の破綻等から、内部統制を含む企業のコーポレートガバナンスの機能不全が明るみになったことがある⁷⁾。2000年9月の大和銀行株主代表訴訟事件判決（大阪地裁）では、「リスク管理体制（いわゆる内部統制システム）」を法的に認知し、その構築及び監視は取締役ないし監査役の義務である旨が明示されたことを皮切りに、2002年改正商法特例法にて導入された委員会等設

置会社では、内部統制に関する取締役会決議が必要とされ、商法施行規則にて具体的な決議事項が定められた。さらに2005年に成立した会社法では、すべての大会社に内部統制システム構築の基本方針の決定を明文上で義務付ける等に至っている⁸⁾。このように、日本における内部統制報告及び内部統制監査の制度化は、コーポレートガバナンスの改善を目指す法的要請にも後押しされる形となっている。

(2) 日本基準案の概要

日本基準案は、内部統制について①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的を達成するために業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスと定義している。次いで内部統制を構成する基本的要素として、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥IT（情報技術）への対応の6つを示している。このように日本基準案では、内部統制が複数の目的及び基本的要素から成る多面体構造にあるとの理解に基づき、目的の一つである財務報告の信頼性を確保する内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義し、その有効性に関する経営者による評価及び監査人の検証の基準を規定している。

経営者による内部統制の有効性の評価については、全社的な内部統制に対する心証を得た上で、財務報告に係る重大な虚偽表示につながるリスクに着目して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価するトップダウン型のリスク・アプローチを採用している。なお、経営者は内部統制の有効性の評価結果について、①整備及び運用に関する事項、②

評価の範囲及び評価時点, ③評価手続及び評価結果, ④付記事項を記載した内部統制報告書を作成することになる。

監査人による検証手続については, 財務諸表監査を行なっている同一の監査人が経営者による内部統制の評価結果を監査する。したがって, 監査人は経営者が決定した評価範囲及び評価結果の妥当性を検証すれば足り, 監査人自らが当該企業の内部統制の有効性を直接評価すること(ダイレクト・リポーティング)までは求められていない。

3. 両国間の主な異同点及び問題点

(1) 両国間の主な異同点

アメリカ及び日本とも, 経営者が内部統制の有効性を評価して, 内部統制報告書を作成し, 当該報告書について財務諸表監査と同一の監査人が監査することで信頼性を担保する構造は同じである。監査対象となる財務報告に係る内部統制についても, アメリカ及び日本とも IC 報告書を基本とする点で同じである。なお, 内部統制の目的について, 日本は資産の保全目的を加えた4つ, 基本的要素はITへの対応を加えた6つの「COSOプラス1」となっている(橋本, 2005, pp.27-30)。IC報告書でも資産の保全目的は1994年に追補する形で強調されており⁹⁾, ITへの対応もその後の急速なIT化を反映して, 既に監査手続上で内部統制の理解事項となっている事実の追認につき, COSOの枠内にある点にかわりはない。

このように監査対象である内部統制の定義等はアメリカ及び日本とも実質的に同じであるが, 日本基準案では先行する米国での適用状況等を勘案して, 評価・監査に係るコスト負担の軽減措置が図られている。たとえば内部統制監査について, アメリカでは経営者が

実施した内部統制の評価に対する監査に加えて, ダイレクト・リポーティングも求める一方, 日本では前者, すなわち経営者の評価に対する監査のみであり, ダイレクト・リポーティングは不採用としている。また, アメリカでは財務諸表監査と同一の監査人が内部統制監査を行なう旨が規定されていたが, 監査人の独立性の厳格な解釈から, 監査事務所内で異なる部門が対応する事例が多く見られた。したがって, 日本基準案では内部統制監査と財務諸表監査は同一の監査人, すなわち監査事務所のみならず, 業務執行社員も同一として, 一体的に行なうことが明文化されている¹⁰⁾。

(2) アメリカにみる適用初年度の状況と課題

内部統制の評価及び監査の制度化で先行したアメリカについて, 財務担当役員協会(Financial Executives International; FEI)報告書では, 企業改革法第404条の適用初年度の対応コストが株式公開会社217社(平均収益50億ドル)で平均4.36百万ドルを要し, 適用前年度の予想額より39%も増加したとの調査結果が示されている¹¹⁾。1970年代後半から海外不正支払防止法やコーエン報告書の公表等を通じて, 内部統制に対する意識が高いアメリカでも, 一部の金融機関を除いて内部統制自体が評価対象となることはなかったため, 改めて統制手続の文書化を要したこと等が原因と思われる。なお, 同報告書は企業改革法の趣旨は認めるものの, 実際の適用現場では必要以上の過剰対応になっている点を問題視している。

この適用初年度の問題点に対応するため, PCAOBは2005年5月にAS2適用方針意見書(Policy Statement)を公表, 制度化の対応費用の大半は適用初年度のみであり, そ

れ以降は生じない旨を強調するに加えて、企業改革法の実施基準である AS2 適用時の有効性及び効率性の向上策を示している (PCAOB, 2005a)。具体的には、①監査証拠及びテストを共有化するための内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施、②個々の企業が直面するリスクに対応した監査計画の策定、③全社的な内部統制の評価を起点とするトップダウンアプローチの採用、④内部監査人等による作業結果の活用、⑤企業が抱える会計または内部統制上の問題に対する監査人の適時対応であり、幾つかは後発となる日本基準案にも反映されているところである。

なお、これらの問題点に加えて、内部統制の不備が「重要な欠陥 (material weakness)」に該当する場合には有効と評価できないため、経営者及び監査人とも十分な理解が必要となる。この点について、AS2 は事例も踏まえて説明するものの、重要な欠陥等の定義は必ずしも明確とは言えず、従前の監査基準における定義とも異なっている。日本に至っては、経営者はもちろん、監査人による内部統制の欠陥の通知制度の歴史自体が浅いため¹²⁾、その具体的な定義等に係る検討はこれからと言える。このように、アメリカ及び日本とも、内部統制の有効性の評価時の決定要因となる重要な欠陥について、実際の運用に耐え得る定義や評価基準等の明確化は解決を要する課題と解される。

II. 内部統制の不備の定義と評価基準

本章では内部統制の有効性の評価時に問題となる内部統制の不備について、その定義や区分、評価基準等を考察する。具体的にはアメリカにおける内部統制の不備の定義等の変

遷及び AS2 の事例等を通じて、内部統制の不備の評価軸を分析するとともに、評価及び監査意見との関係を述べることにする。

1. 不備の定義と区分

(1) AS2 における定義と区分

AS2 は財務報告目的の内部統制について、財務報告の信頼性に合理的な保証を与えるため及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した外部報告目的の財務諸表を作成するため、経営者等の監督下で設計され、管理者等にて運用されるプロセスと定義し、①取引に係る適正な会計帳簿の維持、②財務諸表作成に必要な記帳管理及び経営者等の承認に基づく取り扱い、③未承認の資産取得や処分等を防止または適時発見を合理的に保証する方針及び手続を含むものとする (PCAOB, 2004, par. 7)。この内部統制の各機能が適切に設計されていないか、設計の通りに運用されていないことから、虚偽表示を防止または適時に発見できない場合に内部統制の不備 (control deficiency) が存在する。

AS2 では内部統制の不備について、財務報告に与える影響に応じて「重要な欠陥」(material weakness)、「重大な不備」(significant deficiency) 及び「軽微な不備」(inconsequential deficiency) の3段階に区分している。中間に位置する重大な不備とは、信頼性のある外部報告目的の財務データの識別、承認、記録、報告等を遂行する企業の能力に悪影響を及ぼす単独または複合的な内部統制の不備のうち、軽微な程度を超える財務諸表の虚偽表示を防止または適時発見ができない可能性がほとんどない水準 (remote likelihood) を超えるものである (PCAOB, 2004, par. 9)。これに対して、重要な欠陥とは、単独または複合的な重大な不備のうち、

財務諸表の重要な虚偽表示を防止または適時発見できない可能性がほとんどない水準を超えるものであり (PCAOB, 2004, par.10), 軽微な不備とは、重大な不備までに至らない、重要性が認められない内部統制の不備が該当する。

(2) SAS60における定義と区分

アメリカでは AS2 公表以前の 1988年に公表された SAS60「監査中に認知した内部統制に関する事項の通知」(Communication of Internal Control Related Matters Noted in an Audit)において、内部統制の不備等の定義が示されている。SAS60では、財務諸表監査の過程で監査人が認知した内部統制に関する事項のうち、監査委員会等が関心を持つべき内容として報告を要する事項を「要報告状況」(reportable conditions)としている。具体的には、財務諸表上の経営者の主張と首尾一貫する財務データの識別、記録、処理及び報告を行なう企業の能力に悪影響を及ぼし得る内部統制の設計または運用上の重大な不備 (significant deficiencies) であり、監査人が監査委員会等に報告を要すると判断した事項である (AICPA, 2004, AU325.02)。次に SAS60は要報告状況のうち、内部統制の構成要素の設計または運用に際して、重要な不正または誤謬の発生の防止や適時発見ができない (統制) リスクを相対的に低い水準に引き下げられない状況を重要な欠陥と定義している (AICPA, 2004, AU325.13)。

このように AS2 公表以前の SAS60において、内部統制の不備に関する定義は存在していたが、AS2 の定義とは必ずしも同じではない。まず、SAS60の要報告状況である重大な不備は、監査人の判断にて報告事項となるため、AS2 では経営者も同様な定義にて判

断できるように監査人の判断要件は削除されている。次に重要な欠陥の評価基準について、SAS60では統制リスクが相対的に低い水準に引き下げられない状況とする一方、AS2 では重要な虚偽表示の防止または適時発見ができない可能性がほとんどない水準とし、評価に際しては後述するように規模 (magnitude) と発生可能性 (likelihood) に着目している。

アメリカでは従前から重要な欠陥及び重大な不備の定義が存在し、一定の条件下で監査人に通知義務を課す等、企業改革法に基づく内部統制の評価及び監査を実施する素地はあったと言える。しかしながら、企業改革法では経営者に対して内部統制の評価義務を課すことから、従前の監査人による監査目的とは異なる視点で内部統制の不備の定義等の見直しを行なっている点に注意を要する。

(3) 日本基準案における定義と区分

日本基準案では、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性がある内部統制の不備を「重要な欠陥」と定義し、それ以外は「不備」とする財務報告に与える影響に応じた 2 段階の区分となる。その理由について、日本基準案は先行するアメリカが内部統制の不備を 3 段階に区分したため、財務報告への影響等の評価手続がより複雑になっている点を指摘している。日本では従来、一部の金融機関等の特別な場合を除いて¹³⁾、監査人が財務諸表監査以外の目的で内部統制を評価し、何らかの保証を与えることは一般的に行なわれていなかった。したがって、円滑な制度導入を勘案すると、評価手続の緩和は必要と思われるが、経営者に対する事前警告とも言えるグレーゾーン (重大な不備) がないことから、不備に重要性を認めるか否かで内部統制の有効性の評

価結果が異なる二者択一的な判断となり、柔軟性に欠けることが懸念される。

2. 内部統制の不備事例からみた評価の視点

(1) AS2における不備事例

前述したように、AS2における内部統制の重要な欠陥及び重大な不備の定義は、従前のSAS60における定義と異なっている。ここでは、AS2の付録に含まれる内部統制の不備に係るシナリオ別事例をもとに、AS2における内部統制の不備の評価の視点を分析する¹⁰⁾。

基本事例

A社は販売に関して標準的な契約条項を適用しており、販売担当者は当該契約条項を変更できる権限を有している。経理部署では重要性があるか、または異例な契約条項の変更については査閲をする規定があるものの、収益の認識時期の遅延を可能とする引渡条項の変更は当該査閲の対象外となっている。経営者は各月末に取引の粗利を査閲し、重要性があるか、または異常な場合には調査するほか、各期末には在庫水準の合理性を査閲している。過去には出荷前に収益を不当に認識した事実があるものの、限られた状況で発生したものであり、重要性がある金額ではなかった。

シナリオA—重大な不備となる状況

シナリオAでは、基本事例に個々の契約金額は少額との前提を加えて、この状況は重大な不備に該当するとの見方を示している。その理由として、内部統制の不備による虚偽表示の規模は、個々の販売取引毎に重要性がなく、虚偽表示リスクは引渡条項に関連する収益認識の誤りに限られること、月次及び期末の発見的統制活動があることから、軽微な程度は超えるが、重要性があるほどではない水準と判断している。

次にA社の発見的統制活動は重要性がある販売取引のみが対象であり、それ以外の不正な販売取引の認識を看過する恐れがあるため、虚偽表示の発生可能性はほとんどない水準を超えると判断している。

シナリオB—重要な欠陥となる状況

シナリオBでは基本事例中の経理部署による査閲が機能しておらず、個々の契約金額はしばしば多額、かつ取引毎の粗利益幅に相当の開きがあり、経営者の発見的統制活動では潜在的な虚偽表示の発見は困難につき、実際に重要性がある不正な収益認識が生じているとの前提を加えて、この状況は重要な欠陥に該当するとの見方を示している。その理由として、内部統制の不備による虚偽表示の規模は、個々の販売取引が多額であり、粗利益幅も相当な開きがあるため、重要性が認められる水準と判断している。

次に実際に重要性がある不正な収益認識が生じているため、重要な虚偽表示の発生可能性は、ほとんどない水準を超えると判断している。

シナリオC—重要な欠陥となる状況

シナリオCでは基本事例に販売担当者が経理部署に連絡することなく頻繁に値引きを行い、取引先は値引後の代金を支払うために帳簿上は値引相当額が未回収債権となり、個々の値引額の重要性は乏しいものの、合計すると重要性がある金額となることが数年続いているとの前提を加えて、この状況は重要な欠陥に該当するとの見方を示している。その理由として、内部統制の不備による虚偽表示の規模は、個々の取引に重要性がなくても、頻繁に生じることから、合計額では重要性が認められる水準と判断している。

次に合計額からみれば、重要な虚偽表示の

発生可能性は、ほとんどない水準を超えると判断している。

(2) 内部統制の不備による虚偽表示の発生可能性

内部統制の不備による虚偽表示の発生可能性について、AS2 ではほとんどない水準 (remote) を境目として、それを超える場合には規模を検討することになる。ここでのほとんどない水準の解釈は、SFAS5 と同義とされる (PCAOB, 2004, par. 9)。SFAS5 では損失に関する偶発事象が将来の資産の減損または負債の発生的事实につながる発生可能性の程度につき、次の 3 段階に区分している (FASB, 1975, par. 3)。

「可能性が高い (probable)」— 将来、事実が発生する見込みが高い。

「ある程度の可能性あり (reasonably possible)」— 将来、事実が発生する可能性がほとんどない水準を超えるが、高いほどではない。

「可能性はほとんどない (remote)」— 将来、事実が発生する機会がわずかである。

相対的にリスクを低くできない状況とする SAS60 の定義に対して、AS2 では SFAS5 の 3 段階区分に変更した理由につき、PCAOB は監査人が従来からの延長線上で対応可能な範囲内で定義の明確化を図ったとしている。内部統制の不備による虚偽表示の発生可能性について、可能性がほとんどない水準を超える状態とは、ある程度の可能性ありの水準または可能性が高い水準が該当する。したがって、経営者及び監査人は、財務諸表科目の性質、取引の複雑性や見積り等による主観の介入度合、不備の原因及び頻度、統制手続や不備間の関連性、不備による将来の結果等を考慮の上 (PCAOB, 2004, par.133)、虚偽表

示の発生可能性がほとんどない水準を超える内部統制の不備を抽出することになる。

前述の事例であれば、シナリオ A の統制活動は重要性のない取引が対象外となる設計上の洩れがあること、シナリオ B 及びシナリオ C では内部統制の不備から虚偽表示が生じた既往実績があること等から、いずれも虚偽表示の発生可能性がほとんどない水準を超えるものと解される。

(3) 内部統制の不備による虚偽表示の規模

内部統制の不備による虚偽表示の規模について、AS2 では軽微、重大及び重要な 3 つに区分している。ここで軽微とは、合理的な人間であれば未発見の虚偽表示の可能性を考慮しても、財務諸表における当該虚偽表示の重要性が認められないことが明らかに判断可能な水準である (PCAOB, 2004, par. 9)。次に重要性があると認められる場合とは、虚偽表示によって、それを含む情報に依存する合理的な人間の判断が変更される等の影響を及ぼす程の水準である¹⁵⁾。したがって、中間に位置する重大とは、軽微な程度を超えるものの、判断に影響を及ぼすまでには至らない水準となる。これらの虚偽表示の規模は、財務諸表監査における重要性と同様、金額的要因に質的要因を加味して評価することになる¹⁶⁾。

前述の事例であれば、シナリオ A (重大な不備) とシナリオ B (重要な欠陥) との主な相違は、個々の取引単位の金額 (シナリオ A は少額に対して、シナリオ B は多額) にある。また、シナリオ C (重要な欠陥) は、個々の取引単位の金額は少額であっても、同一の環境下で発生する項目の場合に合計額ベースによる評価が必要であることを示唆している。したがって、内部統制の不備による虚偽表示の規模は、対象取引について個別単位及び合

計単位の両面からの検討を行うことになる。

3. 内部統制の不備の評価と監査意見との関係

(1) AS2における内部統制の不備の評価軸

AS2における内部統制の不備の評価は、虚偽表示の発生可能性及び規模の2つの評価軸に基づく構造となっている。実際には検出した内部統制の不備のうち、重大な不備及び重要な欠陥を分類することになるが、いずれも発生可能性はほとんどない水準を超える点では同じにつき、当該水準を超える内部統制の不備について、その虚偽表示の規模を評価することになる。規模の評価に際しては、軽微な水準を超える内部統制の不備のうち、重要性が認められる場合は重要な欠陥、そこまでは至らない場合は重大な不備に区分される。図1は、AS2による内部統制の不備の評価軸の構造を図示したものである。

領域Ⅰ（重要性が認められる規模、ほとんどない水準を超える発生可能性）の範疇にある内部統制の不備は、重要な欠陥に該当する。領域Ⅱ（重要性までは認められない規模、ほとんどない水準を超える発生可能性）の範疇にある内部統制の不備は、更に規模を評価の上、軽微を超える場合は重大な不備に該当する。したがって、領域Ⅱは、重大な不備と軽

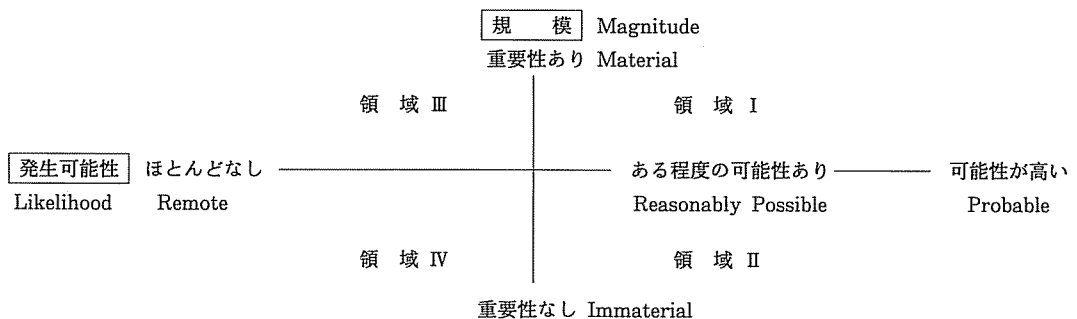
微な不備が混在する領域となる。なお、虚偽表示の発生可能性がほとんどない水準下の領域Ⅲ及び領域Ⅳの範疇にある内部統制の不備は、AS2に基づく経営者及び監査人の内部統制の有効性の評価時の考慮対象外となる¹⁷⁾。

(2) 経営者の評価及び監査人の意見との関係

企業改革法第404条に基づくSEC規則では、決算日時点での財務報告に関する内部統制の有効性の評価について、一つでも重要な欠陥があれば、経営者による内部統制報告書上で有効と結論付けることを禁止し、識別した重要な欠陥の開示を義務付けている¹⁸⁾。監査人自らによる内部統制の有効性の評価、すなわちダイレクト・リポーティングも同様であり、決算日時点での財務報告に関する内部統制の有効性の評価について、一つでも重要な欠陥があれば、不適正意見を表明することになる（PCAOB, 2004, par.129）。AS2では、契約範囲に係る制約がある場合を除いて、限定付適正意見の表明を認めていない。したがって、決算日時点で重要な欠陥がなければ、経営者による内部統制の評価は有効、監査人の意見は無限定適正意見となるに対して、重要な欠陥があれば経営者による内部統制の評価は無効、監査人の意見は不適正意見となる¹⁹⁾。

なお、内部統制に対する経営者の評価及び

図1 「AS2による内部統制の不備の評価軸」



出典：Ramos (2004, p.46, Exhibit 3) を参考に筆者が加筆にて作成。

監査人の意見表明に影響を及ぼす重要な欠陥の存在の有無は、決算日時点に問われるだけであり、期間中に存在しても、決算日までには正されれば問題はない。この点について、SEC 規則では年次を含む四半期毎に内部統制に重要な影響を及ぼし得る変更の開示を義務付けている²⁰⁾。したがって、内部統制の変更理由が重要な欠陥の是正の場合、経営者は当該変更の理由が開示を要する重要な情報に該当するかどうかを判断する必要がある。

このように、重要な欠陥の存在は、経営者の評価及び監査人の監査意見の分岐点となるが、AS2 ではそれ以外の内部統制の不備についても、監査人に経営者等への通知義務を課している。具体的には、監査人は内部統制監査報告書の発行前に、監査の過程で識別した全ての重要な欠陥及び重大な不備を明確に区分の上、書面にて経営者及び監査委員会に通知する必要がある (PCAOB, 2004, par.207)。さらに、監査人は重要性が軽微な項目を含む全ての内部統制の不備について、書面にて経営者に通知する必要がある (PCAOB, 2004, par.209)。なお、この AS2 の通知義務は、SAS60 において通知を要する要報告状況の内容の明確化を図ったものとも言える²¹⁾。

Ⅲ. リスク管理上のリスクと内部統制の不備の関係

本章では内部統制の評価及び監査制度で問題となる内部統制の不備の評価基準について、リスク管理の側面から考察する。具体的にはリスク管理上のリスク概念を分析の上、内部統制上の不備との関連性の観点から、両者の統合的評価の可能性を述べることにする。

1. リスク管理上のリスクの把握と評価

(1) ERM フレームワークの概要

内部統制の不備の存在は、財務諸表における虚偽表示の可能性につながる。ここで目的の達成に対して不利な影響を及ぼす事象の発生をリスクと定義すると、内部統制の不備は、財務報告の信頼性を目的とする内部統制でのリスクに相当する。COSO は2004年に IC 報告書で提唱した内部統制を取り込んだ上で、更にリスク管理プロセスを意識した「企業リスク管理の統合フレームワーク」(Enterprise Risk Management-Integrated Framework; 以下「ERM 報告書」)を公表している。

ERM 報告書では、企業のリスク管理 (Enterprise Risk Management; 以下「ERM」)につき、企業の目的達成に関して合理的な保証を提供するため、戦略策定や業務を通じて経営者を含む組織構成員が関与するプロセスであり、企業に影響を及ぼし得る事象から識別したリスクを許容範囲内に抑えるように管理することと定義している (COSO, 2004a, p.16)。次に ERM の構成要素として、①内部環境、②目的の設定、③事象の識別、④リスク評価、⑤リスク対応、⑥統制活動、⑦情報と伝達、⑧監視の 8 つを示している。

IC 報告書による内部統制の構成要素は 5 つであり、ERM として追加された目的の設定、事象の識別及びリスク対応は、内部統制の構成要素中のリスク評価をリスク管理プロセスの視点から細分化したものといえる²²⁾。

(2) ERM におけるリスク概念

リスクについて、ERM では固有リスク (inherent risk) と残余リスク (residual risk) の両面から検討することを求めている

(COSO, 2004a, p.49)。固有リスクとは、経営者が対象事象の発生可能性及び規模に対して何らの対応を実施しない場合のリスクであり、残余リスクとは、経営者によるリスク対応が実施された後にも残留するリスクである。したがって、固有リスク、残余リスク及びリスク対応の関係は「残余リスク＝固有リスク－リスク対応による効果」であり、ERMでは「リスク許容範囲>残余リスク」となるまで、リスク対応を実施することになる。なお、リスク対応策は回避 (avoidance)、減少 (reduction)、分担 (sharing) 及び受容 (acceptance) の4つに分類される。

リスク評価に際して、ERMでは発生可能性及び規模の2つの評価軸から捉えている²³⁾。ここでの発生可能性はリスクが顕在化する確率、規模はリスクが顕在化した際の影響であり、概念的には「リスク量＝発生可能性×規模」として、定性面及び定量面の両面から評価することになる。リスク評価に際して、残余リスクが許容範囲を超えることからリスク対応を要する場合には、対象リスクの発生可能性または規模のいずれか（または両方）を引き下げるリスク対応策を選択し、実際には統制活動を通じて実行されることになる²⁴⁾。

(3) 内部統制の不備と残余リスクの関係

内部統制とERMの定義及び構成要素には親和性があるため、両者の達成目的を財務報告の信頼性とした場合、内部統制の不備と残余リスクの関連性は高いものとなる。更にAS2による内部統制の不備及びERMによる残余リスクの評価は、発生可能性及び規模の2つの評価軸に基づく点で同じである。内部統制の不備を対象取引が虚偽表示に至る可能性、すなわちリスクと捉えれば、それは対象取引の固有リスクと当該リスクに対応する

統制手続等の効果から構成される。したがって、前述したERMの関係式である「残余リスク＝固有リスク－リスク対応による効果」について、残余リスクを内部統制の不備、リスク対応による効果を統制手続等の効果に置き換えると、「内部統制の不備＝固有リスク－統制手続等の効果」となる。

ERMのリスク対応（及び統制活動等）は、実際に内部統制における防止的統制手続及び発見的統制手続等を通じて実施される。対象取引の固有リスクは取引縮小等の回避的なリスク対応を取らない限り、企業にとっては所与につき、他のリスク対応策に相当する防止的及び発見的統制手続等の効果等が残余リスク、すなわち内部統制の不備の多寡につながることになる。したがって、ERMの残余リスクと内部統制の不備に係る評価軸である発生可能性及び規模の尺度を同一とすれば、両者は同じ範疇にて評価が可能となる。

2. リスク管理を適用した内部統制の不備の把握と評価

(1) リスク管理における評価尺度

ERMの残余リスクと内部統制の不備が同じ範疇にあるならば、その評価に際してはリスク管理技法の適用が可能となる。ERM報告書（適用技法篇）では、リスクの発生可能性及び規模の評価尺度につき、名目 (nominal) 評価、序列 (ordinal) 評価、間隔 (interval) 評価及び比率 (ratio) 評価の4つを示している (COSO, 2004b, p.35)。

名目評価は序列を付けることなく、単に識別して分類するに対して、序列評価は重要度等に応じて序列を付けるものであり、共に定性的な管理技法といえる。間隔評価及び比率評価は数値を使って序列をつけるが、比率評価では例えばレベル「6」に区分された事象

の規模はレベル「3」に区分した事象の規模の二倍に該当するように尺度を設定するに対して、間隔評価の場合は必ずしもそのような関係を意味するものではない。この間隔評価及び比率評価は、定量的な管理技法といえる。

(2) リスクマップに基づくリスク評価

ERM では様々な管理技法を用いてリスク評価を行うが、ここでは定性的な管理技法の代表例としてリスクマップを取り上げる²⁵⁾。リスクマップとは、リスクの発生可能性及び規模の関係を図示したものである。リスクマップにおいて、リスクはより重要性が高いか(発生可能性が高い/規模が大きい)、あるいは低いか(発生可能性が低い/規模が小さい)で示される。リスク分析の精粗に依存するが、リスクマップは予想される発生可能性及び規模を加味したリスク像を表わすことが可能となるほか、発生可能性及び規模の変動要素を組み込むことも可能となる²⁶⁾。図2は横軸を発生可能性、縦軸を規模として、対象取引に係る固有リスク及び残存リスクの位置関係を示したリスクマップの例である。

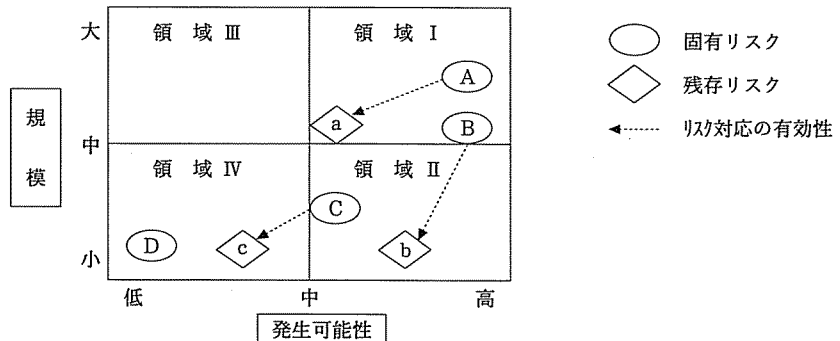
図2において対象取引の固有リスクは丸印、残存リスクは菱形、両者を結ぶ点線はリスク対応の有効性であり、その長短は有効性の水準を示すことになる。対象取引 A 及び B の

固有リスクは領域 I (発生可能性：高、規模：大)にあるが、リスク対応の効果も反映した対象取引 B の残存リスク (b)は領域 II (発生可能性：高、規模：中)に移動する一方、対象取引 A の残存リスク (a)は領域 I に残留している。次に対象取引 C の固有リスクは領域 II (発生可能性：高、規模：中)にあるが、リスク対応の効果も反映した残存リスク(c)は領域 IV (発生可能性：低、規模：小)に移動している。対象取引 D は、固有リスクの段階から領域 IVにあるため、費用対効果に基づいて受容とするリスク対応の選択が可能となる。

(3) 内部統制の不備の評価と残余リスクの評価の統合可能性

内部統制及び ERM とも達成目的を財務報告の信頼性とするならば、統制上の不備及び残余リスクは実質的に同じとなり、評価軸も発生可能性及び規模と共通であれば、両者は同様に評価することが可能となる。図1で示した内部統制の不備の評価と図2で示したリスクマップによる残余リスクの評価の類似性は、両者の評価に対する統合可能性を示している。図1及び図2の領域 I は、評価時点の企業にとって許容可能なリスク水準を超過しており、重要な欠陥が存在する状態に該当す

図2 「固有リスク及び残存リスクのリスクマップ」



出典:天野 (2003, p.320, 図表22-4)、堀江 (2003, p.147, 図表9-2) を参考に筆者が加筆にて作成。

る。したがって、ERMの観点からは経営者に対して早急なリスク対応の強化を促し、内部統制の観点からは内部統制報告書を通じて経営者に当該事実を自己認識、公表させるとともに、内部統制監査を通じて監査人に経営者の識別・評価過程を検証させることになる。図1及び図2の領域Ⅱと領域Ⅲは、評価時点はともかく将来的に許容可能なリスク水準を超過する恐れがあるため、領域Ⅱなら発生可能性、領域Ⅲなら規模を引き下げるリスク対応、すなわち内部統制の整備・運用が求められる。

AS2では領域Ⅱのうちで規模が大きい内部統制の不備を重大な不備とし、監査委員会等に対する通知義務を課しているが、ERMの観点からは早期警戒情報の伝達の制度化と見ることができる。なお、図1及び図2の領域Ⅳは、企業にとって許容可能なリスク水準の範囲内につき、評価時点において新たなリスク対応、すなわち追加的な内部統制の整備・運用は求められない。経営者が早急にリスク対応を要すべき領域の順番は「Ⅰ→Ⅱ・Ⅲ→Ⅳ」であり、監査人による検証時も同様と解される。したがって、内部統制の評価及び監査に際してトップダウン型のリスク・アプローチを採用する場合²⁷⁾、内部統制の不備の暫定評価や結論等の段階におけるリスクマップの活用は、経営者及び監査人の双方にとって効果的といえる。

むすびに代えて

本稿では内部統制の評価及び監査について、先駆国であるアメリカの制度と日本基準案の内容を概括の上、実際の運用で問題となる内部統制の不備の評価基準につき、リスク管理

の視点も含めて考察した。一般公開会社に対する内部統制の評価及び監査制度の導入について、アメリカでは1970年代後半から2002年の企業改革法の間にある程度の準備がなされたものの、AS2適用初年度には相当の混乱があったことも事実である。その要因の一つとして、内部統制の不備の定義や評価基準が不明確等の問題があるが、これは日本に制度導入を図る場合も同様と思われる。本稿ではAS2による内部統制の不備の評価軸とリスク管理上の残余リスクの評価軸が同じにつき、内部統制の不備の暫定評価や結論等の段階においてリスク管理技法であるリスクマップの活用を提唱した。なお、リスク管理上のリスクと同様、内部統制の不備も個々に独立して存在するだけでなく、相互に影響を及ぼすことが想定されるため、関連する内部統制の不備間の相関度も考慮に入れた評価等が必要となる。これらの問題については引き続き研究課題といたしたい。

以上

注

1) イギリスにおける経営者の内部統制の評価及び報告は統合規程D.2.1、監査人による検証はロンドン証券取引所上場規則12.43Aにて規定されている。フランスにおける経営者の内部統制の評価及び報告と監査人による検証は、金融安全法に規定されている。韓国における経営者の内部統制の評価及び報告と監査人による検証は、株式会社の外部監査に関する法律に規定されている。

2) 1980年代の中小企業金融機関の経営破綻や預金保険資金の枯渇等といった金融システム不安に対応するため、1991年に連邦預金保険公社改善法(Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991; FIDICIA)が制定さ

- れた。FDICIA は原則として総資産500百万ドル超の金融機関を対象に、経営者による内部統制及び法遵守性に関する評価報告書の作成、監査人による同報告書の検証を義務付けている。詳しくは町田 (2004, pp.187-202) のほか、吉田 (1998) を参照されたい。
- 3) アメリカにおける内部統制規定の法定化、SEC による対応等の変遷については、柿崎 (2005, pp.30-79) を参照されたい。
- 4) COSO (1992)。なお、COSO は1994年に IC 報告書の追補「対外的報告」(Addendum to "Reporting to External Parties") を公表している。
- 5) 企業改革法では、経営者による内部統制報告書の作成・開示及び監査人による信頼性の担保の義務付けのほか、監査人の 5 年毎の交代、コンサルティング等の非監査業務の同時提供の禁止、被監査会社への就職規制等の監査人の独立性強化、罰則の強化等、多岐に渡るディスクロージャー制度の見直しを行っている。
- 6) 日本公開草案の公表に至る背景及び経緯については、野村 (2005, pp.23-26)、八田 (2005, pp.40-53) を参照されたい。
- 7) 日本における内部統制の議論の変遷は、鳥羽 (2005, pp.20-24) を参照されたい。
- 8) 会社法では取締役会で必ず決定しなければならない事項の一つとして、同法362条 4 項 6 号にて「取締役の職務の執行が法令または定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める事項」、すなわち内部統制システムを示すとともに、同362条 5 項は大会社である取締役会設置会社の取締役会に対して、その決定を義務付けている。
- 9) 1994年に IC 報告書の追補が公表された背景には、米国会計検査院 (General Accounting Office) 等から、1992年公表の IC 報告書では資産の保全に係る内部統制の取り扱いが不十分であり、海外不正支払防止法に十分対応していない等の批判に応えたことがある。
- 10) 日本基準案では、先行して制度導入を行なったアメリカの適用状況等を勘案し、評価・監査に係るコスト負担軽減の方策として、ダイレクト・リポーティングの不採用及び内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施のほか、トップダウン型リスク・アプローチの活用、内部統制の不備の区分、内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、監査人と監査役・内部監査人との連携を挙げている。
- 11) FEI (2005) の調査対象企業における企業改革法の適用初年度の平均コスト4.36百万ドルの内訳は、1.34百万ドルが社内コスト (対応に要した従業員の年間報酬換算)、1.72百万ドルが社外コンサルテーション及び対応ソフト使用等の社外コスト、1.30百万ドルが監査報酬となっている。
- 12) 日本公認会計士協会監査基準委員会報告第20号「統制リスクの評価」(2004年改正) 第99項及び同委員会報告第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」(2004年制定) 第7項には、監査人に対する内部統制の重大な欠陥の通知義務が規定されている。なお、報告第20号は2005年3月の同委員会報告第29号「企業とその環境の理解及び重大な虚偽表示リスクの評価」の公表に伴い廃止されているが、同報告29号第114項は、同様の通知義務を課している。
- 13) BIS 自己資本比率規制の関係から、主要銀行では内部管理体制に対する監査が必要となったため、2001年7月に日本公認会計士協会から「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」が公表されている。
- 14) PCAOB (2004), Appendix D, Example D-2. なお、本稿で取り上げた事例 (引渡条項や値引等の販売契約の変更が適切に承認されていない事例) のほか、内部取引勘定の照合が適時に実施されていない事例及び内部統制の不備が複合的に存在する事例が示されている。
- 15) FASB (1980) Glossary of Terms-Materiality.
- 16) PCAOB (2004) paras.22-23. なお、重要性の解釈については、SEC (1999) も参照されたい。
- 17) 領域Ⅳ (重要性がない規模、ほとんどない水準の発生可能性) が検討対象外となることに問題はない。これに対して領域Ⅲ (重要性が認められる

- 規模、ほとんどない水準の発生可能性)は、費用対効果等の関係で内部統制の検討対象外としても、金融機関のオペレーショナルリスク規制のように、一定の自己資本引当を求めることでリスク量を抑える等、企業経営上は何らかの手当が望まれる。
- 18) Item 308(a)(3) of Regulation S-B and S-K, 17 C.F.R.228.308(a) and 17 C.F.R.229.308(a).
- 19) 無限定適正意見及び不適正意見のほかは、範囲区分の制約(決算日近くでの合併、買収等)による限定付適正意見、合理的な基礎が得られなかった場合の意見不表明または契約の解除となる。
- 20) 17 C.F.R., 240.13a-14a or 15d-14a.
- 21) SAS60は、重要な欠陥及び重大な不備等の要報告状況の定義に該当しない項目でも、経営者等が知っておくべき内容であれば、監査人に通知を許容する一方、何がそれに該当するかは示していない。なお、経営者等が要報告状況を既に認知している場合には、重ねて通知する必要はないとしている。
- 22) ERMの概要及び内部統制との関係については、吉田(2005)を参照されたい。
- 23) 規模の用語として、AS2では「magnitude」、ERM報告書では「impact」を用いるが、両者は同義と解される。
- 24) リスクの評価と統制(コントロール)の考え方については、堀江(2003)を参照されたい。
- 25) PCAOB(2005b)では、AS2適用初年度に生じた作業負担過多の原因の一つとして、内部統制の不備の識別・評価における定量的な管理技法への傾倒を指摘している。
- 26) 発生可能性及び規模の変動要素を組み込んだ場合、図2のリスクマップの各点は変動幅に応じて縦長または横長等の形状になる(COSO, 2004b, p.49, Exhibit5.15)。
- 27) PCAOBは、AS2の適用に際してトップダウン型のリスク・アプローチを求めている(PCAOB, 2005a, 2005b)。この点について、日本基準案も同じである。

引用文献

- 天野雄介「リスクマネジメントの実践例」(古賀・河崎編著(2003)第22章所収), pp.311-323。
- 柿崎環(2005)『内部統制の法的研究』日本評論社。
- 古賀智敏・河崎照行編著(2003)『リスクマネジメントと会計』同文館出版。
- 鳥羽至英(2005)『内部統制の理論と実務』国元書房。
- 日本公認会計士協会(2001)「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」
- 野村昭文(2005)「本公開草案の背景と経緯」『企業会計』第57巻第10号, pp.23-26。
- 橋本尚(2005)「内部統制の基本的枠組み」『企業会計』第57巻第10号, pp.27-30。
- 八田進二(2005)「日本らしい内部統制モデルを求めて」『DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー』第30巻第10号, pp.40-53。
- 堀江正之(2003)「ビジネス・リスクの評価とコントロール」(古賀・河崎編著(2003)第9章所収), pp.139-151。
- 町田祥弘(2004)『会計プロフェッションと内部統制』税務経理協会。
- 吉田康英(1998)「公認会計士による金融機関の監査のあり方」『金融』通巻第611号, pp.4-16。
- 吉田康英(2005)「ERM統合フレームワークが監査に与える影響の考察」『産業経理』第65巻第1号, pp.52-61。
- AICPA(1978), *The Commission on Auditor's Responsibilities, Report, Conclusion, and Recommendations* (鳥羽至英訳(1990)『財務諸表監査の基本的枠組み―見直しと勧告―』白桃書房)
- AICPA(1988), *SAS60 Communication of Internal Control Related Matters Noted in an Audit*.
- AICPA(2004), *AICPA Professional Standards*.
- COSO(1992), *Internal Control-Integrated Framework, "Executive Summary, Framework, Reporting to External Parties, Evaluation Tools"*. (鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳(1996)『内部統制の統合的枠組み―理論篇』及

- び『内部統制の統合的枠組み—ツール篇』白桃書房)
- COSO (2004a), *Enterprise Risk Management-Integrated Framework*, "Executive Summary, Framework".
- COSO (2004b), *Enterprise Risk Management-Integrated Framework*, "Application Techniques".
- FASB (1975), SFAS No.5 *Accounting for Contingencies*.
- FASB (1980), SFAC No.2 *Qualitative Characteristics of Accounting Information*.
- FEI (2005), *Sarbanes-Oxley Compliance Costs Exceed Estimates*.
- PCAOB (2004), Auditing Standard No.2, *An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*.
- PCAOB (2005a), *Policy Statement Regarding Implementation of Auditing Standard No.2 An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*, PCAOB Release No.2005-009.
- PCAOB (2005b), *Report on the Initial Implementation of Auditing Standard No.2, An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*, PCAOB Release No.2005-023.
- SEC (1999), SEC Staff Accounting Bulletin: No.99-*Materiality*.
- Ramos, Michael (2004), "Section 404 Compliance in the Annual Report", *Journal of Accountancy*, October 2004, Vol.198, pp.43-48.

(中京大学経営学部)